

撃ち方、やめい！

家庭裁判所の調停委員時代。(職業柄)遺産分割の案件が多かった。(双方が)自分の寄与分、相手の特別受益を主張。(時に)意見が対立し、紛争が激化することがあった。そんな時(少し様子を見て)調停案を提示。(多くの場合)それで解決した。「撃ち方、やめい！」は、争いを泥沼化しないための知恵。



(竹内)

経営者保証ガイドラインをご存知ですか？

中小企業の経営者は、会社が金融機関から受ける融資について、連帯保証人として経営者個人による保証「経営者保証」をしていることが通常です。

経営者保証には、資金調達を円滑にする効果がある一方で、万が一、保証後に経営不振に陥ったときどうなるのか等、経営者の不安要因となっているのも事実です。

これらへの対応として、「経営者保証に関するガイドライン」が公表・運用されています。

例えば、新規融資の場合、「ガイドライン」は、下記のような経営状況であれば、中小企業は経営者保証なしでも融資を受けられる可能性があるとしています。

(1) 法人と経営者の関係の明確な区分・分離

融資を受けたい企業は、役員報酬・賞与・配当、オーナーへの貸付など、法人と経営者の間の資金のやりとりを、「社会通念上適切な範囲」を超えないようにする体制を整備し、適切な運用を図る。

そうした体制の整備・運用状況について、公認会計士・税理士などの外部専門家による検証を行い、その結果を債権者に適切に開示することが望ましい。

(2) 財務基盤の強化

融資を受けたい企業は、財務状況や業績の改善を通じた返済能力の向上に取り組み、信用力を強化する。

(3) 経営の透明性

融資を受けたい企業は、自社の財務状況を正確に把握し、金融機関などからの情報開示要請に応じて、資産負債の状況や事業計画、業績見通し及びその進捗状況などの情報を正確かつ丁寧に説明することで、経営の透明性を確保する。

情報を開示した後に、事業計画・業績見通し等に変動が起きた場合は、自発的に金融機関に報告するなど、適時適切な情報開示に努める。

情報開示は、公認会計士・税理士など外部専門家による検証結果と合わせた開示が望ましい。

中小企業の方は、金融機関に融資を申し込む際にガイドラインを活用することで、経営者保証なしでの融資を受けられる可能性があるだけでなく、経営者保証が必要な場合でも、資産や収入の状況を勘案した適切な保証金額が設定され、経営状況が改善された場合には保証契約を変更・解除できる可能性もあります。

資金調達や債務整理の際に「経営者保証に関するガイドライン」の利用を希望する中小企業の経営者の方は、お近くの商工会や商工会議所、(独)中小企業基盤整備機構の地域本部、取引金融機関にご相談ください。

(大寺)

協会けんぽ保険料率変更のお知らせ

平成31年3月分(4月納付分)から協会けんぽの健康保険・介護保険料率が変更になっています。

保険料	平成31年3月分から		
	① 被保険者負担率	② 事業主負担率	①+② 保険率
健康保険料	5.15%	5.15%	10.30%
介護保険料 (40歳～64歳の方)	0.865%	0.865%	1.73%
厚生年金保険料	9.15%	9.15%	18.30%

雇用保険料率のお知らせ

平成31年度の雇用保険料率は、平成30年度と変わらず次のとおりです。

事業の種類	平成31年度		
	① 被保険者負担率	② 事業主負担率	①+② 保険率
一般の事業	3/1000	6/1000	9/1000
農林水産 清酒製造の事業	4/1000	7/1000	11/1000
建設の事業	4/1000	8/1000	12/1000

(徳永)

4月の社会保険労務

- 10日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満: 請負金額18,000万円未満の工事 > (労働基準監督署)
- 30日 労働者死傷病報告書の提出 < 休業4日未満1月～3月分 > (労働基準監督署)
 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
 預金管理状況報告(労働基準監督署)
 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
 旧国民年金(老齢・通老)受給権者
 (誕生月を迎える者)現況届

※ 世界保健デー(7日)



会計制度 ～ 収益認識に関する会計基準⑧ 履行義務への取引価格の配分 ～

今回は、収益認識の4つ目の要件として、履行義務への取引価格の配分を解説します。

前回までのステップで、契約の識別、履行義務の識別、取引価格の算定までが行われました。ここまでで、どのような収益の計上要素があり、収益の金額はいくらになるのかを求めてきたことになります。そして、今回の要件では、収益の計上要素ごとに売上高はいくらになるのかをどのように紐づけていくのが定められています。

すなわち、1つの契約に複数の履行義務が含まれている場合には、取引価格を「独立販売価格」の比率で各履行義務に按分することとなります。この「独立販売価格」の比率で按分するという点において、いままでとは異なる金額が収益計上される可能性もあるため、注意が必要です。

なお、「独立販売価格」とは、企業が財またはサービスを独立して顧客に販売するとしたら付されるであろう価格のことを言います。そして、ここで問題となるのは、独立販売価格が企業で直接わからない場合には、独立販売価格を見積らないとならないことにあります。

例えば、以下のような契約で考えてみます。

- ① 機械の販売 + 保守サービスの提供契約を締結した
- ② 両者は、ステップ1と2において別個の契約と判断された
- ③ 保守サービスは、単独のサービスとして提供していない



このような場合、取引価格を算定したあとの按分について、独立販売価格が分からないこととなるため、企業が独立販売価格を見積って、その見積りに基づいて按分しなければなりません。もし、機械の価格に市場価格など観察可能な金額が付されるのであれば、保守サービスの独立販売価格は逆算で求められる可能性があります。しかし、それが難しいのであれば、他企業が同様の保守サービスを提供している場合の価格から見積るなど、煩雑な対応を行う必要があります。

また、法人税法上の取り扱いについては、その按分計算が会計上妥当なものであるならば、法人税法22条の2第4項の規定により認められると考えられますが、会計基準では見積りについて、「企業が合理的に入手できる全ての情報を考慮」しなければならない、としていることから、安易な按分計算では認められない可能性が高いと思われます。

(孝志洋)

リスマネ委員会 ～ 死亡保険 - 保険の種類 - ～

死亡保険とは、対象となる方(被保険者)が亡くなった時、または高度障害状態になった場合に保険金を受け取れる保険です。保険の種類には以下のようなものがあります。

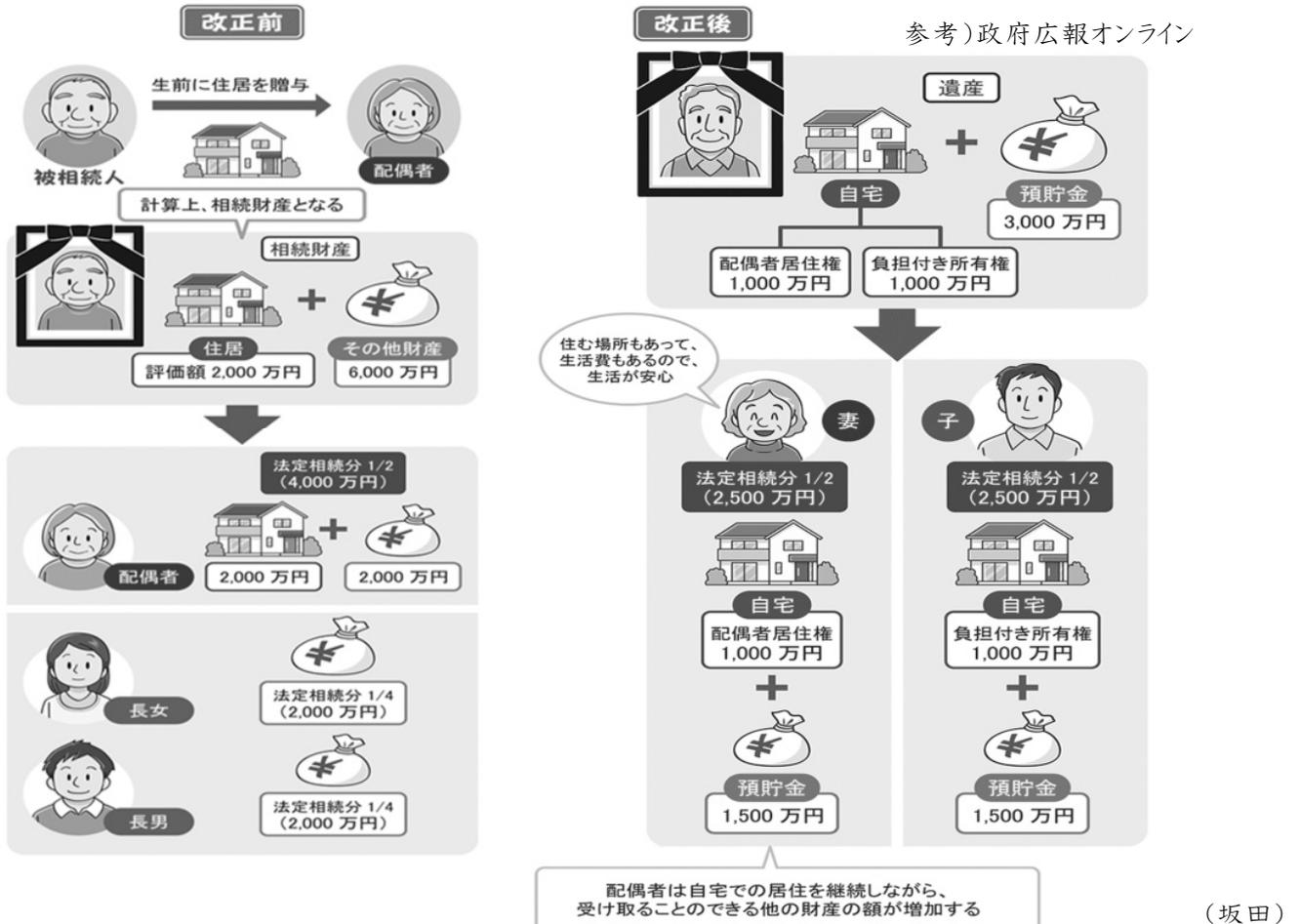
① 定期死亡保険	保障される期間が10年、20年あるいは60歳まで、65歳までという具合に定められている保険
② 終身死亡保険	保障期間が具体的な年齢や年数ではなく、被保険者が亡くなるまでという契約になっている保険
③ 定期保険特約付終身死亡保険	①と②を組み合わせた保険
④ 収入保障保険	定期死亡保険の一種で、万が一のときに受け取れる保険金を一時ではなく、一定期間にわたり分割して受け取れる保険

(さくらビジネス)

資産税係 ～ 民法改正④「配偶者居住権」について ～

配偶者居住権とは、配偶者が相続開始時に被相続人が所有する建物に住んでいた場合に、終身または一定期間、その建物を無償で使用することができる権利です。

上記のとおり、配偶者居住権は、自宅に住み続けることができる権利ですが、完全な所有権とは異なり、人に売ったり、自由に貸したりすることができない分、評価額を低く抑えることができます。このため、配偶者はこれまで住んでいた自宅に住み続けながら、預貯金などの他の財産もより多く取得できるようになり、配偶者のその後の生活の安定を図ることができます。



建設係 ～ 建設業法改正案 ～

3月15日に建設業法の改正案が閣議決定されました。改正案の主な概要は以下の通りです。

- 建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。
- 元請の監理技術者に関し、技士補制度を創設し、技士補が専任配置されている場合は、複数現場の兼務を容認。
- 下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は、配置を不要化。
- 経営業務に関わる多様な人材確保等に資するよう、経営業務管理責任者に関する規制を合理化。
- 合併や事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に承継できる仕組みを構築。

(岸上)

4月の税務

■4月10日

1 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■4月15日

2 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者があるときは4月15日までに関係の市町村長に要届出

■4月30日

3 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
4 2月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
5 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
7 8月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

8 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

9 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

■4月中において市町村の条例で定める日

10 軽自動車税の納付

賦課期日…4月1日

11 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付

■4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間

12 固定資産課税台帳の縦覧期間

■市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等

13 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出

医療係 ～ 派遣医師の報酬に対する源泉徴収税額表の適用区分 ～

大学等からの派遣医等に対する報酬は、給与所得となりますので源泉徴収税額表により税額を算出し納付します。あらかじめ診療の場所、日時、報酬額が定められているような非常勤医師に対して支払う報酬は、実態として雇用契約ですので給与所得とされています。

そこで、源泉徴収税額を計算する時、「月額表」(給与を毎月支払う場合)の「乙欄」を使用するのか、「日額表」(給与を働いたその日ごとに支払う場合)の「乙欄」「丙欄」を使用するのかによって受け入れ先の病医院の資金負担が大きく異なります。

乙欄とは・・・「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」が提出されていない場合

丙欄とは・・・雇用期間が2ヶ月以内や、日雇いで継続して2ヶ月を超えて支払をしない場合

(例)大学病院から月に一回派遣医師に来てもらい、その支払額は手取りで8万円とする。

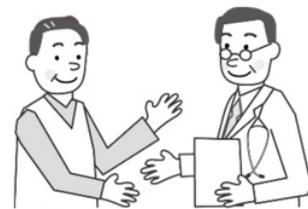
適用表	手取り額	源泉徴収税額	給与合計
月額表乙欄	¥80,000	¥2,527	¥82,527
日額表乙欄	¥80,000	¥54,200	¥134,200
日額表丙欄	¥80,000	¥23,895	¥103,895

上記表のとおり、「月額表乙欄」が病医院にとって一番負担が少なくなります。

「月額表乙欄」で源泉徴収するために、次のような対策が考えられます。

- ① 月間の給与総額をあらかじめ定めておき、これを月ごとに又は派遣を受ける都度分割して支払うこととする。
- ② 月中に支払う給与をまとめて月ごとに支払うこととする。

(後藤)



研修会を開催しました!

2019. 2. 19(火) at 徳島県教育会館

【講師の紹介】

- ・さくら社会保険労務士法人
社会保険労務士 竹内 政代
- ・さくら税理士法人
公認会計士・税理士 孝志 洋平
- ・さくら税理士法人
公認会計士・税理士 大寺 健司



ご参加いただきました皆様、
ありがとうございました。
次回のご参加も、役職員一同心より
お待ちしております!!

当事務所では、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を活用した情報発信として、Facebook(フェイスブック)での情報発信を行っています。楽しい情報をお伝えできたらと思っていますので、ぜひ、ご覧ください。

また、「これは!」という情報がありましたら、「いいね!」ボタンも積極的に押してくださいね♪
よろしく願いいたします。



さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いません。また特定の商品や奨励品は中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181